

| ①提案主体の氏名又は団体名(必須) | ③提案名(必須) | ④事業の実施場所(任意) | ⑤具体的な事業の実施内容(必須) | ⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須) |
|-------------------|--------------|--------------|---|--|---|--|---|
| 一般社団法人新経済連盟 | シェアリングシティの創設 | - | ライドシェアなど、既存の業法との関係で実施することのできないシェアリングエコノミーサービスについて、網羅的に、一定の地域内で一定の条件のもとで合法的に実施することができるようにする。 | <p>シェアリングシティの創設により以下のような経済的社会的効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連盟は、シェアリングエコノミー市場が日本全体で2025年に10兆円台の市場規模になると推計している。シェアリングシティにより、こうした経済効果(の一部)が当該地域に発生することにより、地方創生に資する。 ・さまざまなシェアリングエコノミーサービスを利用することによる住民の利便性向上 ・さまざまなシェアリングエコノミーサービスが実施されることによる住民の就業機会の増加、さらに、新たな働き方、アントレプレナーシップ、一億総活躍の実現 | <p>ライドシェア: 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。</p> <p>ホームシェア: 反復継続して有償で部屋を提供する者は、旅館業法上の許可が必要</p> <p>配送のシェア: 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可が必要</p> | <p>道路運送法</p> <p>旅館業法</p> <p>貨物自動車運送事業法</p> | <p>一定の地域内で一定の条件のもとで合法的に実施することができるようにするため、業法の適用除外を認める。</p> <p>一定の地域内で一定の条件のもとで合法的に実施することができるようにするため、業法の適用除外を認める。 ホームシェアについては新制度の検討が進んでいるが、現在の政府方針によれば年間180日以内で年間営業可能日数の制限がかけられる予定のため、シェアリングシティにおいては当該上限を撤廃する(1年を通じて営業可能とする)ことが考えられる。</p> <p>一定の地域内で一定の条件のもとで合法的に実施することができるようにするため、業法の適用除外を認める。</p> |
| 一般社団法人新経済連盟 | ライドシェアの実現 | - | 自家用自動車の空き座席に人を乗せて有料で運送するサービス(いわゆる「ライドシェア」)を認める。 | <p>ライドシェアの導入により、以下のような経済的社会的効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モビリティ向上に伴う支出増や、ドライバーによる投資等により、少なくとも3.8兆円以上の経済効果 ・柔軟な働き方の実現、アントレプレナーシップの向上、一億総活躍社会の実現 ・都市部の住民のモビリティの向上 ・地方の交通空白地域のモビリティを確保し、地方創生に貢献 ・訪日外国人観光客にとって使い慣れたサービスであるライドシェアを移動オプションの一つとして提供することによる観光立国の実現 <p>なお、プラットフォームとドライバーがそれぞれ一定の規律に従うことにより安全性について担保することは可能</p> | 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 | 道路運送法第4条、第78条 | 一定の要件のもとで道路運送法の適用を除外し、いわゆる「ライドシェア」を実施可能にする。 制度の詳細については、別添の当連盟提言「シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案」(2015年10月30日公表)参照 |

| ①提案主体の氏名又は団体名(必須) | ③提案名(必須) | ④事業の実施場所(任意) | ⑤具体的な事業の実施内容(必須) | ⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果(必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須) |
|-------------------|----------------------|--------------|---|--|--|--------------------|---|
| 一般社団法人新経済連盟 | 個人による有償の旅行相談の実施 | - | 旅行者として登録していない個人等が、個人等が、その知識・経験を生かして有償で旅行に関する相談を受けることを可能にする。 | 個人等の知識・経験を生かした有償での旅行に関する相談を受けることを可能にするにより、多様化する旅行ニーズに対応することが可能になる。 また、個人が自らの知識・経験を生かすことができるため、シェアリングエコノミー、一億総活躍の推進につながる。 なお、こうした相談を行う者は、あくまで個人の知識・経験を生かしたアドバイスを受けることを欲しているものであり、旅行者としての登録を求めないこととしても弊害は生じない。 | 旅行業法上、報酬を得て旅行に関する相談に応ずる行為は「旅行業」に該当し、かつ、旅行業を行う者は観光庁長官の行う登録を受けなければならないとされている。 | 旅行業法第2条第1項、同第3条 | 旅行者として登録していない個人等が、その知識・経験を生かして有償で旅行に関する相談を受けることを可能にする。 |
| 一般社団法人新経済連盟 | 訪日外国人向けの有償観光ガイドの実現 | - | 通訳案内士の資格を持たない者が訪日外国人に対して有償で観光案内をすることを可能とする。 | 一般人による画一的でない多様な体験型の観光案内や、タクシーの運転手やホテルの従業員による移動中・宿泊先でのガイドが可能となり、多様化した訪日外国人観光客のニーズに応え、その満足度を向上させる。 これにより日本の観光的魅力を高め、訪日外国人観光客をさらに増加させることにより観光立国に資する。 また、個人がガイドとして活躍できることから、シェアリングエコノミー、一億総活躍の推進につながる。 さらに、これまで訪日外国人が訪れていなかった地域に外国人観光客を呼び込むコンテンツとなるため、地方創生にもつながる。 | 通訳案内士でない者は、報酬を得て通訳案内を業として行ってはならないこととされている。 | 通訳案内士法第36条 | 通訳案内士の資格がない者に対しても訪日外国人に対する有償での観光案内を認める。 |
| 一般社団法人新経済連盟 | 特定遊興飲食店の営業所設置許可地域の拡大 | - | 一定の要件を満たす良質な特定遊興飲食店の営業を営業設置許可地域以外でも認める。 | 良質なクラブ等は、街ににぎわいをもたらし人々の交流を生み出すことにより、近隣地域に経済的な価値をもたらすのみならず文化的な価値をも向上させるものである。 一定の要件を満たす良質な特定遊興飲食店営業の営業設置許可地域を拡大することにより、街の活性化等が期待できる。 | 特定遊興飲食店は、営業所設置許可地域でしか営業することができないとされている。特定遊興飲食店営業(ナイトクラブ等)の営業設置許可地域は東京都においては建築基準法上の用途地域に沿う形で定められており、東京都では営業設置許可地域は原則として商業地域のうち規則で定める地域に限定されている(六本木においては近隣商業地域にも拡大されている。)。しかし、建築基準法の用途地域の指定は必ずしも現状に適合しているとは言えず(例えば、六本木駅周辺には住居専用地域がかなり多い)、また、その変更手続は容易ではない。 | 風俗営業法第12条等 | 当該店舗が、国・地域が認証する一定の団体に所属している、あるいは、当該地域がいわゆるパープルフラッグ(※)を取得しているなど、一定の要件の要件を満たす場合には、風営法上の営業設置許可地域以外においても柔軟に特定遊興飲食店の営業を認めることとする。 ※安全にナイトタイムエコノミーを楽しめることが認証された地域 |
| 一般社団法人新経済連盟 | タクシーによる貨物輸送の実現 | - | 一定の要件のもとでタクシーによる貨物輸送を認める | ・オンデマンドかつ少量の貨物輸送のニーズへの対応によるユーザー利便性の向上 ・タクシーの空車時間帯の活用による効率化 ・運送事業者の労働力不足への対応 | タクシーが貨物を有償で運送することは、現行の貨物自動車運送事業法の規定に抵触する | 貨物自動車運送事業法 | 一定の要件のもとでタクシーによる貨物輸送を認める。詳細については、別添資料(タクシーによる貨物輸送の実現について)参照 |

| ①提案主体の氏名又は団体名(必須) | ③提案名(必須) | ④事業の実施場所(任意) | ⑤具体的な事業の実施内容(必須) | ⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果(必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須) |
|-------------------|----------------|--------------|--|---|---|---|--|
| 一般社団法人新経済連盟 | タクシーの二種免許の要件緩和 | - | 普通第二種免許の受験資格(経験年数3年以上、21歳以上)の見直し | 地域公共交通機関の担い手の一つであるタクシーは、乗務員の高齢化により慢性的な乗務員不足になっており、地域によっては労務倒産などが危惧される状況にあるとされている。普通第二種免許の受験資格を緩和することにより、新卒高卒者の採用など若年運転者の採用が増え、慢性的な乗務員不足を解消に資する。また、若者にとって地域における就職の選択肢が増えることとなり、地方創生にも資する。なお、安全性については、普通二種運転免許の試験においては一種よりも高度な内容の試験が課されているのであるから、当該試験に合格していることをもって十分に担保されると考える。 | 道路交通法により、以下の要件に該当する者でなければ、普通第二種免許を取得できないこととなっている。 1 二十一歳以上 2 普通免許等の一定の免許を受けていた期間が通算して三年以上 | 道路交通法第96条第5項 | 普通第二種免許試験の受験資格を第一種免許同様、18歳に引き下げる。 経験年数要件(3年)については、撤廃する。 |
| 一般社団法人新経済連盟 | おもてなし人材の確保 | - | 1. 在留資格要件の緩和(大卒、一定の経験年数等)や在留資格業務の範囲の拡大、大ぐくり化等) 2. 観光関連産業における資格要件の緩和(ドライバー要件等) | ○観光関連産業においては、おもてなし要員やドライバー等の慢性的な不足が叫ばれており、このままでは訪日外国人拡大等に十分な対応ができない可能性が高い。 ○在留資格要件は、大卒や一定の経験年数、バスのドライバーでは居住要件等があるなどしほりがある。また、「人文知識・国際業務」「技能(スポーツ指導者)」等の在留資格が現行であるが、それ以外の「通訳」、「接客」等多様な業務も必要である。 | 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされている | 出入国管理及び難民認定法 | 1. 在留資格要件の緩和(大卒、一定の経験年数等)や在留資格業務の範囲の拡大、大ぐくり化等) 2. 観光関連産業における資格要件の緩和(ドライバー要件等) |
| 一般社団法人新経済連盟 | 保育所設置の容易化 | - | 保育所設置基準に係る職員配置人数に派遣就業者もカウント可とする。 | 保育士の退職理由は主に、①育児や介護、②職場の人間関係、③保護者対応、であるが、退職した保育士が復職を検討するにあたり、①であれば時短や週5日以下の勤務を、②であれば人間関係に問題があった際に異動できる体制を、③であれば責任者にならない雇用形態を希望する傾向にある。 ①～③に共通するのは、自分のライフスタイルに合った柔軟な働き方を望むということであり、これを求めて、正社員ではなく、あえて派遣での就業を希望する求職者が増加している。 派遣就業者を正社員同様、職員配置人数のカウントに含めることで、保育士不足による開園困難の解消に資すると考えられる。 | 保育所の職員配置については『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)』に基づき、都道府県・指定都市・中核市が条例により定めることとなっているが、例えば東京都では、『保育所設置認可等事務取扱要綱』職員配置基準(ウ)において、「期間の定めのない労働契約を結び～(中略)～当該保育所を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの」と規定されるなど、殆どの自治体で保育所施設基準を満たすための職員配置人数にカウントできる要員は、直接雇用の保育士有資格者に限定され、派遣就業者はカウントされないこととなっている。 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)、及び、各条例 | 特区区域内においては保育所設置基準に係る職員配置人数に、正社員だけではなく、派遣就業者もカウント可とするよう、国において特別の措置を講ずる。 |

| ①提案主体の氏名又は団体名(必須) | ③提案名(必須) | ④事業の実施場所(任意) | ⑤具体的な事業の実施内容(必須) | ⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須) |
|-------------------|--------------|--------------|---|---|--|---|--|
| 一般社団法人新経済連盟 | 21世紀型素養教育の実現 | - | 特区内の小学校と中学校が合同で「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度を申請可能とする。 | 例えば、プログラミングや英語に重点を置いた「21世紀型素養教育」等、各学校独自の授業カリキュラムを義務教育課程を通して生徒に受けさせることができる。 例えば「21世紀型素養教育」はコミュニケーション能力や論理的思考能力等、子供たちにグローバル人材に必要な素養を備えさせるためのものであるが、小中を通し一貫してこれを行うことで、よりその効果を高める。 | 既存の「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度は各学校単位で独自の取り組みを行うものであるため、大半の生徒は小学校のみ、あるいは、中学校のみでそのような授業を受けることとなり、義務教育課程を通し一貫してそれを受けることができない。 | 小学校学習指導要領、小学校学習指導要領解説、中学校学習指導要領、中学校学習指導要領解説 | 特区内の小学校と中学校が合同で「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度を申請可能とする。 |
| 一般社団法人新経済連盟 | 学校の多様化 | - | 株式会社立の学校については、会社法人と学校法人との経営・運営面におけるイコールフットディングを確保する。 | 学校現場に、従来の枠を超えた民間活力による新たな発想・アイデアを生み出し、多様な教育を実現、促進する。 | 現在、「構造改革特区」として認められた株式会社立学校が存在するが、学校法人と異なり、法人税が課税され、また私学助成金の対象ともならない。 | 構造改革特別区域法第12条 規制の特例措置 816番(「学校設置会社による学校設置事業」) | 株式会社立の学校についても、学校法人と同様に、法人税免税と私学助成金の対象とする。 |
| 一般社団法人新経済連盟 | 保育所の多様化 | - | 株式会社立の保育所については、会社法人と社会福祉法人との経営・運営面におけるイコールフットディングを確保する。 | 保育現場に、従来の枠を超えた民間活力による新たな発想・アイデアを生み出し、多様な保育を実現、促進する。 | 現在、株式会社立の保育所は認められているが、社会福祉法人と異なり、法人税が課税され、また施設整備補助の対象ともならない。 | 社会福祉法 | 株式会社立の保育所についても、社会福祉法人と同様に、法人税免税と施設整備補助の対象とする。 |
| 一般社団法人新経済連盟 | 狩猟の容易化 | - | 猟銃所持許可、狩猟免許取得の弾力化 | 欧米では富裕層の趣味として狩猟が定着しており、我が国において狩猟がしやすい環境を整えることにより、海外から観光目的の富裕層を呼び込むことにつながる。また、鳥獣保護管理の担い手を増やすことで、有害鳥獣の個体調整を行いやすくし、鳥獣による農林業被害を緩和することにも貢献できる。 | 現在、猟銃所持許可を得、狩猟免許を取得するには、何段階もの極めて厳しいプロセスを経なければならない。これが、海外から日本に狩猟のために来ようとする外国人にとって大きなハードルとなっており、また日本人のハンター数増加を抑え鳥獣被害を拡大させる一因ともなっている。 | 銃砲刀剣類所持等取締法 狩猟法 | 特区内において、猟銃所持に係る初心者研修の開催数増加、狩猟免許試験の開催数増加、提出書類の簡素化、英語での申請・受講等の可能化等、猟銃所持許可・狩猟免許を得やすくするような、でき得る限りの方策をとる。 |

| ①提案主体の氏名又は団体名(必須) | ③提案名(必須) | ④事業の実施場所(任意) | ⑤具体的な事業の実施内容(必須) | ⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須) |
|-------------------|---------------------|--------------|-----------------------|---|--|----------------------------|--|
| 一般社団法人新経済連盟 | 外国人にとっての働きやすい環境構築 | - | 在留資格制度の柔軟化 | 外国人が我が国でより働きやすくなり、企業内の多様性向上、海外の知見の導入、グローバル対応の進展等を通じて、我が国企業のイノベーション創出、成長促進に貢献する。 | 新在留管理制度によって在留期間の上限は5年となったものの、長期プロジェクトへの従事の際の不便等から更なる引き上げを求める声も大きい。また、「企業内転勤」では転勤前に外国の本社・支社に1年以上勤務していなければならない、入社後1年未満の日本転勤が不可能となっている。日本企業で働く外国人が外国に転勤する場合、永住許可に必要な在留年数がリセットされるため、企業のグローバル対応に合わせた柔軟な外国人社員の転勤が行いにくくなっている。 | 出入国管理及び難民認定法、及び、関係法令 | ○在留期間を10年に引き上げ ○「企業内転勤」の転勤前の外国における勤務期間の条件を撤廃 ○永住許可に必要な在留年数を通算できるように(一度日本を離れてもリセットされないよう)変更 |
| 一般社団法人新経済連盟 | 時間にとらわれない新たな労働制度の構築 | - | 時間にとらわれない新たな労働制度を構築する | 雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業務評価ができるようになり、従業員においては、より柔軟で自分の生活スタイルに合った働き方が可能となる。 | グローバル化に伴う地球時間への対応、時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイル、成果に基づく業績評価など、現行の硬直した労働法制に馴染まない職種、仕事、働き方が拡大しているが、それらに十分対応できていない。 | 労働基準法第三十二条、三十四条、三十五条、三十七条等 | 「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな労働時間制度を適用できるようにする。一定の時間・日数を超えた労働時間については複数年単位で積み立て有休休暇に振り替えられる「労働時間貯蓄制度」や、リフレッシュや自己啓発のための長期休暇を取得できる「サバティカル制度」の導入、振替休日設定の弾力化等を認める。以上の施策推進に当たっては、健康診断の複数受診の推進、産業医によるコンサルテーションの積極活用等、従業員の健康管理の枠組みを整備させる。 |

| ①提案主体の氏名又は団体名(必須) | ③提案名(必須) | ④事業の実施場所(任意) | ⑤具体的な事業の実施内容(必須) | ⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須) |
|-------------------|-----------------|--------------|--|--|--|--|--|
| 一般社団法人新経済連盟 | スマートメディカルタウンの創設 | - | 患者を中心に、地域における中核病院やかかりつけ診療所、調剤薬局、金融機関等が最新の技術やサービスによって効果的・効率的に結ばれる「スマートメディカルタウン」(別添資料参照)を実現する。 | <p>ペイシェント・エクスペリエンス(患者体験)の向上と、限られた医療資源の効果的・効率的な活用が期待できる。患者にとって負担の少ない診療(外来受診・訪問診療・遠隔診療)を選択することができ、薬の受取り・支払いにかかっていた移動や待ち時間等の負担を減らすことができる。これにより距離的制約・時間的制約がある人が取り残されることなく最適な医療を受けられる。医療機関においても遠隔診療やクラウド等の新しい技術・サービスを活用することで一層の情報連携が進むとともに、不要なペーパーワーク等が削減されることで業務が効率化される。</p> | <p>潜在医師の活用 これまでの医療は「病院」「診療所」等の施設における医療を基本としており、出産・子育て・介護等により休職・離職中の潜在医師に専門的なアドバイスを求めるような、医療施設以外の場所における遠隔診療について制度・仕組みが整備されていない。</p> <p>処方せん薬の受取り 「電子処方せんの運用ガイドライン」に示された通り、「我が国の医療システムは、医師が患者に処方せんを交付し、患者自らが選択した薬局に処方せんを持ち込み、調剤を受ける仕組みとしている(フリーアクセス)」。電子化によって地域の専用サーバーを通じ医療機関は処方せんを登録、薬局が取得する仕組みだが、患者は「処方せん引換証」を紙によって交付され、薬局に提出し、調剤を待つ薬を受け取る仕組みとされている。</p> | <p>①医療法第一条の五、第五条、第十条、第十五条、第二十条等</p> <p>平成28年3月31日厚生労働省「電子処方せんの運用ガイドライン」等</p> | <p>休職・離職中の医師が地域の診療所等と契約し遠隔診療を行う場合について、患者のプライバシーが保たれる等の条件を満たせば必要な機器を備えた自宅等における遠隔診療が行えるよう、施設での勤務・管理を要件としない医療体制を認める。</p> <p>新たに下記のような仕組みを認める。 ・フリーアクセスを前提にしつつ、患者は「かかりつけ薬局」等を医療機関に事前に登録することにより(複数登録可)、医療機関が当該調剤薬局に処方データを送信、調剤を行えるようにする。 ・患者が自宅等での受取りを希望する場合、配送による受取りを認める。その際の本人確認、保険資格確認には医療等ID(マイナンバー)制度を活用する。 ・服薬指導についてはパソコンやスマホ、タブレット等によるオンライン上の手段を認める。</p> |